



FC LOS HERMANOS 会費規定

平成21年4月12日制定
平成22年5月01日改定
平成22年8月01日改定
平成23年2月01日改定

(総則)

1条 FC LosHermanos（以下、「当クラブ」とする）のクラブ会員及びスクール会員（以下、「会員」とする）の入会金、月会費及びその取り扱いについては、この規定を適用する。

(会員の種類)

2条 この規定で定める会員の種類は以下の通りとする。
(1) スクール会員

(会費の種類)

3条 会費の種類は以下の通りとする。
(1) 月会費 指導を受けるための会費
(2) その他 イベント参加費などの会費

(会費の支払い)

4条 会員は以下の方法において会費を支払うものとする。
(1) 月会費は、月会費×（【入会日～末日】/30）の金額とする。
(2) 月会費（初月以降）は毎月10日までに当月分を当クラブ指定口座に振り込むこと。
なお当日が土日祝日の場合、前営業日を振込日とする。
(3) 当クラブ指定口座は下記とする。
ゆうちょ銀行 記号：10360 番号：17833551
〇三八（読み ゼロサンハチ） 店番：038
預金種目：普通預金 口座番号：1783355
特定非営利活動法人 LOS HERMANOS
(4) 当クラブは正当な理由により入会を認めないことができる。その際、書面をもって入会を認めない理由を通知する。すでに納入された会費等は、直ちに返金する
(5) 当クラブは会費等の金額を社会情勢の変化、物価の上昇、その他必要な範囲でいつでも変更することができる。但し、少なくとも60日前までに会員へ通知する。
(6) 一家族において2人以上当クラブの会員となる場合、2人目の会費等は上記金額の75%とする。また3人目以降は25%、4人目以降は無料とする。
(7) 翌年の年会費は、毎年2月末日までに当クラブ指定口座に振り込む。
(8) すでに納入された会費等は、正当な理由がない限り、本条第6項を除き返金しない。
(9) 会費等の振込手数料は、全て会員の負担とする。
(10) 本条の会費の計算において端数が生じた場合、100円未満は全て繰り上げる。
(11) 振込み名義人は会員名義とする。
(12) その他（イベント参加費用等）の費用の支払い方法、期限については別途掲示する。

(精算)

5条 会員が当クラブを退会する場合には以下の清算を行うものとする。

- (1) 月会費の清算(退会月も含む)を行うものとする。
- (2) その他費用の清算を行うものとする。
- (3) 清算方法は本規定第4条を適用する。
- (4) 退会した日付より一月以内に清算を行うものとする。

(会費の区分)

6条 会員は所属するクラスによって以下の年会費及び月会費を支払うものとする。
スクール会員の月会費は以下の通りとする。

(1) 月会費

U-15 (スクール)	週1回	4,000円
	週2回	6,000円
U-10, U-11 (クラブ)	週4回	7,000円
U-10, U-11 (スクール)	週1回	4,000円
	週2回	5,000円
U-8 (スクール)	週1回	3,000円
	週2回	4,000円

- ・クラブのみ兄弟割引適用/2人目5,250円/3人目3,500円/4人目以上無料とする。
- ・年会費及び入会金は免除とする。

(例外規定)

7条 本規定の例外を定める場合には当NPO法人理事会の協議を経て、総会の承認に依ってその都度決定されるものとする。但し、急を必要とする場合には、NPO法人理事会の責任により承認し認められるものとする。